

家畜衛生だより

令和 4 年 8 月発行 No. 4-4 ②

埼玉県中央家畜保健衛生所

電話:048-663-3071 緊急:090-2757-1650 Fax: 048-666-8731

メール : m633071@pref. saitama. lg. jp

県内の野生イノシシにおいてCSF(豚熱)の感染 が確認されました

越生町で捕獲された野生イノシシについて、令和 4 年 8 月 17 日に C S F (豚 熱)の感染が確認されました。県内での感染確認は令和4年1月以来、7か月ぶり となります。

■CSF(豚熱)陽性が確認された野牛イノシシ

市町村	状態	検査日	捕獲日	性別	成子の別	頭数
越生町堂山	捕獲	R4.8.17	R4.8.7	雄	成獣	1

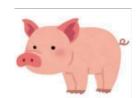
・これまでに県内で感染イノシシが確認されている市町村

飯能市、東松山市、日高市、越生町、嵐山町、小川町、ときがわ町、秩父市、本庄市、横瀬 町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町

※捕獲地点から半径 10km 圏内の養豚農家 3 戸に連絡し異常がない ことを確認済みです。

愛玩豚飼養の皆様へ

今後も以下の点を守って飼養をお願いします



- *野生イノシシの住んでいるエリアに豚を連れて行かない
- *餌は豚専用の餌を与えるか、豚専用以外の餌を与える場合十分な加熱をする
- *CSF(豚熱)ワクチン接種を必ず受ける(1頭につき4回の接種が必要)
- *野鳥やネズミなど病原体を媒介する動物から飼養豚を守るため飼養 衛生管理を徹底する(詳しくは別紙参照)

埼玉県中央家畜保健衛生所(さいたま市北区別所町 107-1)

TEL: 048-663-3071 (24 時間、土日祝日も受付)

飼養衛生管理の徹底をお願いします

愛玩豚の伝染病予防のため、以下の飼養衛生管理の遵守をお願いします。

- ① 豚の世話をする前後には、手指の洗浄・消毒をして下さい。
- ② 飼養管理に使用する器具(ケージ等)の清掃または消毒を定期的にして下さい。
- ③ 飼養管理に使用する器具(ケージ等)を外から持ち込む、または外に持ち出す場合には、洗浄・消毒をして下さい。
- ④ 豚の健康状態は毎日観察し、異状が確認された場合には、かかりつけの獣医師または家畜保健衛生所に連絡して下さい。

【屋外飼育の場合には・・・・】

- ⑤ 柵や塀などで囲まれた中で豚を飼育し、野生動物と接触しないようにして下さい。
- ⑥ 野鳥が寄り付かないように、給餌場所に防鳥ネットを張る、給餌中は監視するなどの対策をしてください。食べこぼしはこまめに清掃し、餌は屋内で保管して下さい。

< CSF (豚熱) の情報について >

病原体	ウイルスが病原体で感染するのは豚とイノシシのみ
症状	・発熱、食欲不振、うずくまり、ふるえる、後躯麻痺・チアノーゼ
特徴	・豚-豚(イノシシ)間の接触、人、モノ、食品残渣等により感染
	・野鳥やネズミなども病原体の媒介となりうる
	・有効なワクチンあり
発生状況	・有効なワクチンあり・国内の豚、野生イノシシで発生
発生状況	